

入院したときの食事代は？

入院したときの食事のうち、決められた金額までは自己負担になります。

区 分		食事療養標準負担額(1食につき)
「一般」および「現役並み所得のある方」		360円※1
指定難病患者の方(区分Ⅱ・Ⅰに該当しない方)		260円
区分Ⅱ	入院90日まで	210円
	入院91日以上※2	160円
区分Ⅰ		100円

※1 平成30年4月からは460円。また、平成27年4月1日以降、継続して精神病床に入院している方は、退院するまでは1食につき260円

※2 直近の12カ月間で、区分Ⅱの判定を受けている期間(愛知県後期高齢者医療加入前の入院も含む)の入院日数

◎平成29年10月1日以降、被保険者が療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち、居住費が2段階で変更になります。(詳しくは保険証に同封する小冊子「後期高齢者医療制度のご案内」で確認してください)

自己負担が高額になったときは？

医療費の自己負担が下表の自己負担限度額を超えたときは、申請することで高額療養費として差額を支給しますので申請が必要な方には別途お知らせします。

○高額療養費は、暦月(月の1日から末日まで)ごとに計算されます。

○入院したときに医療費の自己負担額以外に負担していただく食事代、差額ベッド代などは、高額療養費の対象になりません。

○75歳となり資格を取得された方(毎月1日生まれの方を除く)は、75歳の誕生月は自己負担額が半額になります。

◎平成29年8月1日からの自己負担限度額が変更になります。

	区 分	自己負担限度額(月額)	
		個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
平成28年8月 ↓ 平成29年7月	現役並み所得のある方	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※1
	一般	12,000円	44,400円
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円
平成29年8月 ↓ 平成30年7月	現役並み所得のある方	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※1
	一般	14,000円※2	57,600円※1
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 過去1年間に、世帯の限度額を超えて高額療養費に3回以上該当している場合、4回目から世帯の限度額が44,400円になります。

※2 年間144,000円を上限とします。

国民健康保険加入の方へ

70歳以上75歳未満の阿久比町国民健康保険に加入されている方の高額療養費の自己負担限度額も上記のとおり変更になります。

■問い合わせ先 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1117・1118)